（医務課を置く少年鑑別所及びその所掌事務）

第二十一条　第十八条の課のほか、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、福岡少年鑑別所、長崎少年鑑別所、熊本少年鑑別所及び那覇少年鑑別所に、医務課を置く。

２　［略］

（地域非行防止調整官）

第二十二条　札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所及び福岡少年鑑別所に、それぞれ地域非行防止調整官一人を置く。

２　［略］

（少年鑑別所の統括専門官）

第二十七条　少年鑑別所及びその分所を通じて統括専門官百十三人以内を置く。

［２・３　略］

別表第一（第一条関係）

名称	位置
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

別表第三（第十六条関係）

名称	位置
［略］	
［項を削る。］	
［略］	

別表第四（第二十四条関係）

所管少年鑑別所	分所の名称	位置
［略］		
名古屋少年鑑別所	富山少年鑑別支所	富山市
広島少年鑑別所	鳥取少年鑑別支所	鳥取市
［略］		

（医務課を置く少年鑑別所及びその所掌事務）

第二十一条　第十八条の課のほか、札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、千葉少年鑑別所、東京少年鑑別所、東京西少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所、福岡少年鑑別所、長崎少年鑑別所、熊本少年鑑別所及び那覇少年鑑別所に、医務課を置く。

２　［同上］

（地域非行防止調整官）

第二十二条　札幌少年鑑別所、仙台少年鑑別所、さいたま少年鑑別所、東京少年鑑別所、横浜少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、京都少年鑑別所、大阪少年鑑別所、神戸少年鑑別所、広島少年鑑別所、高松少年鑑別所及び福岡少年鑑別所に、それぞれ地域非行防止調整官一人を置く。

２　［同上］

（少年鑑別所の統括専門官）

第二十七条　少年鑑別所及びその分所を通じて統括専門官百十八人以内を置く。

［２・３　同上］

別表第一（第一条関係）

名称	位置
［同上］	
月形学園	北海道樺戸郡月形町
［同上］	

別表第三（第十六条関係）

名称	位置
［同上］	
鳥取少年鑑別所	鳥取市
［同上］	

別表第四（第二十四条関係）

所管少年鑑別所	分所の名称	位置
［同上］		
［同上］		
［項を加える。］		
［同上］		

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。